



平成21年5月29日

各位

会社名 株式会社 九 電 工
代表者名 代表取締役社長 橋田 紘一
(コード番号 1959 東証第一部・福証)
問合せ先 法務室長 大楠 茂隆
(TEL 092-523-6386)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月29日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第81期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条第1項の事業目的を一部削除するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除などの所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まではこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (3) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金曜日)

以上

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気、電気通信工事 (2) 管、水道施設、清掃施設、機械器具設置工事 (3) 消防施設工事 (4) 土木、建築一式工事 (5) 電気器具機械の製造、販売 (6) 電気通信事業 (7) 電子計算機のソフトウェアおよび関連機器装置の研究開発、製作、販売 (8) 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティング、メンテナンスおよび技術・ノウハウの販売 (9) 不動産の売買、仲介、賃貸借および維持、管理 (10) 総合リース業 (11) 一般区域貨物自動車運送事業 (12) ゴルフ場およびホテル、旅館の経営 (13) 風力発電事業 <u>(14) 結婚仲介事業</u> <u>(15) 広告代理業</u> <u>(16) 前各号に附帯関連する事業</u> <p>2 前項各号に定める事業への投資またはこれらの事業を営む法人を設立することができる。</p> <p>第 3 条～第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ～ (13) (現行どおり) <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(14)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(15)</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 3 条～第 5 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の単元株式数は、1, 0 0 0 株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第 1 0 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 2 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、1, 0 0 0 株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 2 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主等の氏名、住所および印鑑の届出)</u> 第 1 1 条 <u>株主 (実質株主を含む。以下同じ。)、質権者、その法定代理人または代表者は、その氏名、住所および印鑑を当会社の株主名簿管理人に届け出るものとする。その変更があったときもまた同様である。</u></p> <p><u>(外国居住株主の通知先等の届出)</u> 第 1 2 条 <u>外国に居住する株主、質権者、その法定代理人または代表者は、日本国内に通知を受ける場所または代理人を定めて当会社の株主名簿管理人に届け出るものとする。その変更があったときもまた同様である。</u></p> <p>第 1 3 条～第 4 8 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 1 0 条～第 4 5 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> 第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上